

別表 1（第 3 条関係）

補 助 の 条 件	1 安芸市ブロック塀等対策補助金を受けてブロック塀の撤去を実施した後に設置する木塀であること。（ブロック塀の撤去に対して上記補助金を受けたことが確認できること） 2 木塀の設置に対して、安芸市ブロック塀等対策補助金を受けていないこと。 3 木質部分の全てが安芸市内の製材業者によって加工された高知県産材で賄われていること。（施工業者等から高知県産材であることの証明を取得すること） 4 当該補助事業を施工する建築業者等は安芸市内に本店、支店を有する業者であること。 5 木塀設置においては、建築基準法等の関係法令を遵守すること。 6 市税の滞納がないこと。
補助対象経費	木塀の設置に要する費用
補 助 金 額	補助対象経費の 4 分の 3 以内。ただし、1 事業 5 0 万円かつ塀の延長 1 m 当たり 5 万円を上限とする。